

令和7年3月19日
旭川医科大学病院

プロポフォールの使用管理不備により心肺停止となった事例

1. はじめに

当院において、医療事故（以下「本件事故」という。）が発生いたしました。

ご遺族には大変な苦痛やご心配、ご不安を与えましたこと、あらためて深くお詫び申し上げます。

当院として、本件事故発生後に医療調査委員会を設置して原因を調査し、その後、医療事故調査委員会を設置して再発防止策を検討しました。これら委員会による調査の結果、並びに本件事故後の対応は以下のとおりです。

2. 本件事故の概要

患者さんは、発熱や意識障害が持続したため、加療目的で、当院に入院されました。

入院中、内服予定のプレドニンの処方を失念し、他院転院後も、一定期間、処方が中断されている事に気が付きませんでした。

その後、irAE 髄膜脳炎の加療目的に、当院に再入院されましたが、てんかん重積発作に対するコントロールがつかず、プロポフォールによる鎮静を行った結果、心肺停止となり、応急処置により蘇生はされましたが、気管挿管、人工呼吸器管理下で集中治療室へ入室となりました。

3. 本件事故の原因

ステロイドの処方失念が、その後の患者さんの予後に少なからず影響を与えたことが考えられ、さらに、てんかん重積発作による脳へのダメージ、また、プロポフォールの使用管理が不適切であったことから、心肺停止を引き起こし、患者さんへのダメージが蓄積した結果、回復不能な状態に至ったと判断いたしました。

4. 本件事故判明後の対応（再発防止策）

医療事故調査委員会にて再発防止策の検討を行い、以下のとおり策定いたしました。

（1）処方忘れ防止のための体制整備について

ステロイドなど、特に重要な薬剤については、グループカンファレンス内で、薬剤の処方確認を担当医以外の医師も行う。また、処方切れの薬袋を確認し、薬袋をナースステーション外に持ち出さないとともに、処方の際は、ナースステーション内の電子カルテ端末からオーダーし、業務リーダー看護師に、処方済みの旨を連絡する。さらに、病棟薬剤師の業務の一環である、定期的な入院患者の定期処方、臨時処方の継続確認について、引き続き、業務を遂行する。

(2) プロポフォール投与に関する適正な管理について

薬剤の添付文書の適応やガイドライン等を遵守するとともに、投与にあたっては、集中治療室、またはそれに準じる病室で、人工呼吸器など必要となる医療機器を準備した上で投与する。また、必要に応じて、事前に救急科などの関連部署へコンサルトし、患者急変時の対応について情報の共有を行う。

なお、プロポフォールを含む鎮静薬の使用については、今後、病院として、使用に関するルール作り、或いは、マニュアルを整備する。

以 上